



# マイナンバー制度 (社会保障・税番号制度)

## 10月から住民票の住所地にあなたの「マイナンバー」をお知らせします

やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることができない方は、居所情報登録申請書を期間内に住民票のある住所地の市町村に持参または郵送してください。

### マイナンバーの通知 あなたは届きますか？

#### 【申請が必要な方】

- ① 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方



- ② DV、ストーカー行為など児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- ③ 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方

#### 【申請方法】

居所情報登録申請書を期間内に住民票のある住所地の市町村に持参または郵送してください。

申請書は、三好市役所市民課および各総合支所窓口にて用意しています。申請の際にはご相談ください。

#### 【受付期間】

8月24日(月)～9月25日(金)

平成27年10月から一人一人に通知カードを送付します

- 住民票を有する全ての方に、1人1つの番号(12桁)が通知されます。また、マイナンバーは中长期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。
- 市役所から、住民票の住所にマイナンバー通知カードが世帯ごとに簡易書留で送られます。
- 住民票の住所と異なるところに在住の方は、注意してください。

大切にしてください

マイナンバーは一生使うものです

番号が漏えいし、不正に使わ

れるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

マイナンバーに期待される効果

- ① 公平・公正な社会の実現  
所得や他の行政サービスの支給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本来に困っている方にきめの細かい支援を行うことができます。
- ② 行政の効率化  
行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転

記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

③ 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関がもっている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスの知らせを受け取ったりできます。

#### 【お問い合わせ先】

三好市役所市民課  
電話 72-7609

## 始まります あなたにもマイナンバー

## (税務手続き編)

### 問

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まると、税務手続きは変わりますか？

### 答

マイナンバー制度導入に伴い、国税分野では、税務署などへ提出いただく申告書・法定調書などにも番号(マイナンバーまたは法人番号)の記載が必要となります。番号の記載が必要となる時期の例は、次のとおりです。

	記載対象	一般的な場合(注1)
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	(平成28年分の場合)平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成28年12月末決算の場合)平成29年2月28日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から(注2)	(例)平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

(注1) 平成28年中に提出される場合もあります。

所得税の例：平成28年中で途中で出国する場合には、出国の時まで。

(注2) 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

マイナンバーを従業員の方などから取得する際には厳格な本人確認が必要です。

マイナンバーの提供を受ける際は、成りすまし防止の観点から、厳格な本人確認が必要になります。

具体的には、正しいマイナンバーであることの「番号確認」およびマイナンバーの提供を行う方がマイナンバーの正しい持ち主であることの「身元確認」を行う必要があります。

本人確認を行うときに使用する書類の例

□ 個人番号カード(番号確認と身元確認を行います)

個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引き換えに交付を受けることができるカードです。

個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

□ 通知カード(番号確認と運転



免許証、健康保険の被保険者証など身元確認を行います)

通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。

マイナンバー制度の導入に向けた準備はお済みですか？

民間事業者においては、給与所得の源泉徴収票の作成、社会保険の事務手続きなどでマイナンバーを取り扱うこととなりますが、特定個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要になります。特定個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に応じて、必要な対応ができるよう準備をお進めください。



#### 【お問い合わせ先】

池田税務署  
電話 72-2155